

平成21年(ネ)第5763号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件
尋問事項書

証人 川田元滋

1、証人の職業、経歴

2、証人と被控訴人との関係、

3、証人と本野外実験及びそれに先立つ屋内実験との関係

4、耐性菌問題との取り組みについて

5、ディフェンシン耐性菌の出現について

(1)、ディフェンシン耐性菌の出現のメカニズムについて

証人の見解は何か。

(2)、抗生物質耐性菌とディフェンシン耐性菌との対比について

この対比は、ディフェンシン耐性菌の出現の可能性を検討する上で有意義なものと考え
るか。

(3)、ディフェンシン耐性菌出現の具体的可能性について

「本GMイネが少なくとも半数致死濃度のディフェンシンを産生しているか否か」の点に
ついて、証人の見解は何か。

6、証人らが執筆した論文(甲3)について

論文(甲3)は、「筆者らは現在、ディフェンシン、抗生物質および農薬の有効成分を
用いて耐性菌の出現頻度の比較解析研究を進めている。」(233頁左34~36行目)と記述
している。

(1)、抗生物質による耐性菌も農薬による耐性菌も自然界の現象のことである。それらと
比較研究する以上、ディフェンシン耐性菌も、当然、本野外実験のような自然界で本GM
イネを栽培する場合を念頭に置いたものか。

(2)、耐性菌の出現《頻度》とある以上、当然、耐性菌が出現することを前提にした上で、
その「頻度」を問題にしたものか。

(3)、以上から、上記記述は、本野外実験のような自然界で本GMイネを栽培する場合、
ディフェンシン耐性菌が出現する可能性があることを認めたものか。

(4)、上記記述にある、現在、進めている「耐性菌の出現頻度の比較解析研究」の成果は
どうなったのか。

7、ディフェンシン耐性菌出現の可能性の「場所」について

(1)、上記論文(甲3)では、ディフェンシン耐性菌出現の可能性の「場所」について、
それがイネの対外、体内、表面上のいずれかといったふうに限定する旨の記述はあるか。

(2)、(1)で記述がないとしたら、それは病原菌がディフェンシンの攻撃を受ける場所ならどこでも耐性菌の出現の可能性があるからではないか。

8、本野外実験のような自然界でディフェンシン耐性菌の出現頻度が「低いと考えられる」と述べた論拠について

(1)、上記論文(甲3)では、この論拠は、文末注(1)に記された2002年Zasloff論文で提唱された「抗菌タンパク質に対する耐性菌の出現は極めて考えにくい(surprisingly improbable)」という仮説によるものか。

(2)、そうだとすると、開発者としては、耐性菌の出現頻度が「低い」とする仮説を提唱したZasloff氏の見解をその後もフォローするのではないか。

(3)、そうだとしたら、「抗菌タンパク質に対する耐性菌の出現」を確認した2005年のPerron-Zasloff論文(甲93)も知っていたか。

(4)、前記論文(甲93)を読み、本野外実験のような自然界でディフェンシン耐性菌の出現頻度が「低いと考えられる」という従前の評価はどのような修正しなければならないと考えたか。

9、出現したディフェンシン耐性菌の危険性について

(1)、本野外実験で仮にディフェンシン耐性菌が出現したら、どう対処しようと考えていたか。

(2)、本野外実験当時、抗生物質耐性菌や農薬の耐性菌と比較して、その危険性は同じものと考えていたか。

(3)、本野外実験当時、水田でディフェンシン耐性菌が出現した場合でも、その危険性はイネ以外のヒト、動植物にも及ぶと考えていたか。

10、その他上記に関連する事項

以上